

理療科用ルビ辞書「るびのすけ」 使用許諾 契約書  
(企業・団体用)

【開発の経緯】

日本理療科教員連盟にとって長年の懸案であった理療科用電子教科書の供給が2023年度から開始された。

そこで、日本理療科教員連盟では教科書委員会の下にルビ辞書ワーキンググループを組織し、視覚障害者の理療（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）に関する電子データへのアクセスをより円滑・容易にすることを目的に、理療科用読み辞書「読ター」Ver. 1.21 を元に、UD ブラウザ版電子教科書をはじめとする理療に関する専門用語を含む電子データへの正確なルビ振りに特化した、理療科用ルビ辞書「るびのすけ」（以下、「ルビ辞書」という。）を開発した。

日本理療科教員連盟（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、下記の通りルビ辞書の使用許諾契約を締結する。

第1条 甲は乙に対してルビ辞書を無償で提供するとともに、甲は乙によるルビ辞書の使用を許諾する。

第2条 ルビ辞書に関する著作権等の知的財産権は甲に帰属する。

第3条 乙は、アプリケーションソフトウェア等のルビ振り精度を向上させ、視覚障害者の理療に関する電子データへのアクセスをより円滑・容易にすることを目的に、ルビ辞書を使用することができる。

第4条 ルビ辞書の使用に当たっては、乙は、ルビ辞書を組み込むアプリケーションソフトウェア等の名称、その他必要な事項を甲に対して事前に通知し、甲の了承を得る。

第5条 ルビ振り精度の向上のため、乙はルビ振りの不具合等を発見した際は、速やかに甲に通知する。

第6条 乙がルビ辞書の改変を行うことを禁止する。

第7条 甲は、乙及び乙の提供するルビ辞書が組み込まれているアプリケーションソフトウェア等を使用する個人に対して、直接的損害、間接的損害、付随的損害、結

果的損害、特別損害等いかなる損害について、一切の責任を負わない。

第8条 本契約に規定されていない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議する。

第9条 本契約の有効期間は2年間とし、契約日から2年毎に更新する。但し、契約満了日から1か月前までに甲又は乙のいずれかから契約の解除又は契約内容の変更の申し出がない場合には、契約は自動的に更新されるものとする。

本契約を証するために、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

契約日 2024年〇〇月〇〇日

許諾者（甲） 日本理療科教員連盟会長 工藤 滋 印  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-9-23  
東京都盲人福祉協会内  
TEL・FAX 03-5287-6601

使用者（乙） 企業・団体名 代表者氏名 印  
住所  
電話番号  
ファックス番号